

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第33条による同月○日から同年○月○日まで基本手当を支給しないとした給付制限処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けをもってこれを却下したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

2 法第69条第1項においては、第9条の規定による確認、失業等給付に関する処分又は第10条の4第1項若しくは第2項の規定による処分（以下「原処分」という。）に不服のある者は、雇用保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、当審査会に対して再審査請求をすることができるとされている。当該規定の趣旨は、当審査会の原処分の当否に関する裁決は、原則として、審査請求に対する雇用保険審査官の本案に関する決定を経て行われた再審査請求に対してのみ行われるべきであるという点にあると解されるので、雇用保険審査官により審査請求が適法要件を欠くとして却下されたものについては、当該判断が妥当である限り、当該審査請求を基礎とする再審査請求もまた適法要件を欠くものとして却下されるべきであると解するのが相当である。

本件の場合、審査官は、請求人の行った審査請求は不適法なものであるとしてこれを却下しているので、この点について以下検討する。

3 審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第8条第1項の規定により、審査請求人が原処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。本件についてこの点をみると、次のとおりである。

(1) まず、請求人が本件処分のあったことを知った日についてみると、労働保険審査請求書において、原処分があったことを知った年月日を、平成○年○月○日としている。

(2) 公共職業安定所職員は、請求人の初回認定日である平成○年○月○日、請求人に対し、「待機満了平成○年○月○日、給付制限同月○日から同年○月○日」とする認定を行い、雇用保険受給資格者証を請求人に手交した。

したがって、請求人も述べているとおり、請求人は平成○年○月○日に本件処分について知ったものと判断されることから、本件処分に係る審査請求の請求期間は、その翌日から起算して60日目に当たる同年○月○日（日曜日）までとなる。請求期間の満了日（60日目）が土曜日、日曜日、その他祝祭日等の閉庁日に当たるときは、期間は閉庁日の翌日をもって満了となると解するのが相当であることから、本件請求期間の満了日は、同月○日となる。

(3) しかるに、請求人が審査官に審査請求について申し立てたのは、平成○年○月○日であり、本件審査請求は、法定の請求期間を経過した後にされたものである。

4 ところで、労審法第8条第1項ただし書では、審査請求が請求期間を経過した後にされた場合においても、審査請求人が正当な理由により請求期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬと解するのが相当である。

そこで、本件についてこれをみると、請求人は、請求期間を経過した理由について、労働保険審査請求書において、審査請求を請求人が原処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならないことの教示を一切受けていない旨述べている。

しかしながら、原処分に不服のある場合の対応については、雇用保険受給資格者証において教示（不動文字で印刷）されているところであり、雇用保険受給資格者証が請求人に手交された以降は、請求人は、請求期間について知り得る状態にあったものであり、請求人が主張する理由は、個人的な事情を述べているにすぎず、誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りる事情であるとは言い難く、上記の「正当な理由」について疎明し得るものとは認められない。

したがって、本件審査請求は、労審法第8条第1項ただし書の規定による正当な

理由により期間内に審査請求することができなかったことを疎明したものとは認められないことから不適法なものであり、これを却下した審査官の決定は妥当なものである。

- 5 以上のとおりであるから、本件再審査請求も、適法要件を欠く審査請求を基礎とする不適法なものであるため、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よって主文のとおり裁決する。